

1－2－3：兵庫県消防防災ヘリコプター臓器搬送実施基準

(趣旨)

第1 この基準は、兵庫県消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）による臓器の緊急搬送を行う場合について必要な事項を定めるものとする。

(緊急搬送の基準)

第2 緊急搬送は、兵庫県消防防災ヘリコプター運航管理要綱第11条に基づき兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要領（以下「緊急運航要領」という。）第3の規定により行うものとする。

2 緊急搬送は、次の表に挙げる臓器について航空機による搬送が有効と考えられる場合に行う。

臓器の種類	搬送許容時間（搬送に費やすことのできる時間）
心臓	2～3時間
肺	6時間
肝臓、小腸	10時間
腎臓、膵臓	22時間

(緊急搬送の要請及び決定)

第3 緊急搬送の要請は、公益社団法人日本臓器移植ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）が防災監に対して行う。

2 前項の要請は、兵庫県消防防災ヘリコプター臓器緊急搬送出動要請書（様式第1号）により行うものとする。

3 前項の要請を受けた兵庫県消防防災航空隊の隊長（以下「隊長」という。）は、緊急運航要領第4の規定により、活動内容、気象状況及び機体状況を確認したうえで、兵庫県危機管理部消防保安課を経由して防災監に出動の可否の判断を仰ぎ、防災監の決定内容に基づき、ネットワークに回答する。

(搬送に係る調整)

第4 隊長は、第3第3項の決定内容に基づき、ネットワークに搬送を受諾する旨を回答した時点で、緊急搬送活動のため、原則として出動予定の機体を専従機体として指定し、他の活動に優先させるものとする。

2 ネットワークは、隊長から航空機による搬送を受諾する旨の回答があった場合は、運航時間、臓器の引き継ぎ場所及び搬送先等について、兵庫県消防防災航空隊と調整するものとする。

3 臓器の引き継ぎ場所及び搬送先は、原則としてネットワークから指定された場所とする。ただし、当該場所への離着陸に支障がある場合又は搬送活動の遅延を招くおそれがある場合、業務指揮者等は、気象状況、周辺環境等を考慮し、適当な臨時離着陸場所を選定のうえ、ネットワークに進言する。

4 隊長又は業務指揮者は、必要に応じて離着陸場所を管轄する消防本部等と安全管理等の調整を行うものとする。

(連絡体系)

第5 第3、第4に定める緊急搬送の要請及び調整等に係る連絡体系は、兵庫県消防防災航空隊とネットワークで別に定める。

(覚知時間及び活動終了の取り扱い)

- 第6 緊急搬送要請の覚知時間は、ネットワークから兵庫県消防防災ヘリコプター臓器緊急搬送出動要請書（様式第1号）を受理した時間とする。
- 2 緊急搬送活動の終了は、航空機がネットワークから指定された場所への搬送後、兵庫県消防防災航空隊基地に帰着した時間とする。

(報告)

- 第7 業務指揮者は、緊急搬送活動を終了した場合には、緊急運航要領に基づき、隊長に対して緊急運航活動報告書（様式第2号）により活動の概要等を報告しなければならない。

(交付金)

- 第8 航空機により臓器の緊急搬送を行った場合は、兵庫県は公益社団法人日本臓器移植ネットワーク臓器搬送交付金交付規程（2019年（平成31年）1月1日）に基づき、ネットワークに対して搬送に要した費用を請求するものとする。

(相互応援協定の取扱い)

- 第9 この基準については、兵庫県が締結する「兵庫県・大阪府航空消防防災相互応援協定」、「兵庫県と鳥取県の消防防災ヘリコプター相互応援協定」に定める相互応援に該当しないものとして取り扱う。

(その他)

- 第10 この基準によりがたい事象が発生した場合は、別途、関係機関と協議し決定するものとする。

附 則

この基準は令和5年4月7日から施行する。